交　N25—108	ＴＯＫＹＯＢＩＫＥ　ＰＯＲＴＥＲ ＴＢ—Ｅ—ＦＣ—1620	株式会社トーキョーバイク 東京都江東区三好３—７—２　３階
交　N25—109	ＭＡＴＥ　ＧＯ＋ ＭＴＧＯ—01	株式会社ＭＡＴＥ．ＢＩＫＥ　ＪＡＰＡＮ 東京都港区南青山６—８—18
交　N25—110	ＭＯＶＥ　Ｘ ＭＯＶＥ001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１—12—１　渋谷マークシティウエスト20階

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十一月二十一日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25—88	18インチ電動アシスト自転車 ＥＲＷＡＹ—Ａ06	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　A25—89	電動アシスト自転車 ＥＢ21	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　A25—90	カワサキ ＸＰ030Ｃ	カワサキモータース株式会社 兵庫県明石市川崎町１番１号
交　A25—91	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　20　ｅＢｉｋｅ ＳＬＥＢ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—92	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｆｒｏｎｔ　Ｃａｒｇｏ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＦＣ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—93	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｌｏｎｇ　Ｔａｉｌ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＬＴ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—94	ＦＵＭＡ　ＣＡＳＨＡ 2509ＪＱＲ06ＥＢ	イエローソウルクリエイション株式会社 東京都渋谷区神宮前３—42—７　青山大洋ビル１Ｆ
交　A25—95	電動アシスト自転車（ＳＷＩＦＴ　ＨＯＲＳＥ　１） ＥＰＯＷＥＲ　ＧＥＮＩＵＳ　ＪＳ	福田国際株式会社 群馬県前橋市東善町98番地の７
交　A25—96	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 ＷＭ02—２	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　A25—97	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 ＷＭ05	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　A25—98	ＴＨＥ　ＯＮＥ ＴＯＢ20	ＴＨＥ　ＯＮＥ株式会社 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１—５　南仲ＴＯＥビル301
交　A25—99	ＴＯＫＹＯＢＩＫＥ　ＰＯＲＴＥＲ ＴＢ—Ｅ—ＦＣ—1620	株式会社トーキョーバイク 東京都江東区三好３—７—２　３階
交　A25—100	ＭＡＴＥ　ＧＯ＋ ＭＴＧＯ—01	株式会社ＭＡＴＥ．ＢＩＫＥ　ＪＡＰＡＮ 東京都港区南青山６—８—18
交　A25—101	ＭＯＶＥ　Ｘ ＭＯＶＥ001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１—12—１　渋谷マークシティウエスト20階

○農林水産省告示第千八百八十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、令和八年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から令和九年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに令和八年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

令和七年十二月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき四、五四〇円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（以下「免税事業者」という。）に対するものにあっては、四、八一〇円）

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、〇一〇円（免税事業者に対するものにあっては、一六、八六〇円）

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一四、〇一〇円（免税事業者に対するものにあっては、一四、九八〇円）

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コガネタイガン、こないしん、コナホマレ、こなみずき、こなみらい、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ、みちしずく及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき三四、八七〇円（免税事業者に対するものにあっては、三六、〇一〇円）
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき三一、一三〇円（免税事業者に対するものにあっては、三二、一五〇円）